

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名 : 風俗営業等適正化法
根 拠 条 項 : 第31条の23において準用する第10条の2第5項
処 分 の 概 要 : 認定証の再交付
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 風俗営業等適正化法施行規則第1条（認定証再交付申請書の提出）及び第94条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 合 せ 先 : 同 上
備 考 :